

革新的医薬品等実用化支援事業者の公募（創薬クラスターキャンパス整備事業）に関するご質問への回答について

革新的医薬品等実用化支援事業者の公募（創薬クラスターキャンパス整備事業）に関するお寄せいただいた御質問の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

分類	No	御意見、御質問	御意見、御質問に対する回答
申請書類	1	提出物は書面とは別にDVD2枚でよいか。	書面を10部、DVD2枚を提出してください。
申請書類	2	誓約書の別添資料は、該当箇所のみの提出でよいか。	該当箇所のみを提出いただいで差し支えありません。
申請書類	3	提出書類の数ですが、申請書のみ10部なのか、それともi)からv)のセットが10部必要なのかご教授いただければ幸いです。	i)～v)の提出書類について、それぞれ10部ずつ提出してください。
申請書類	4	提出書類の事業申請書（様式第1）と誓約書（様式第1別紙1）に記載する、代表者の捺印は必要でしょうか（弊社の場合、代表取締役社長が代表者になると考えています）	公印省略としていただいで差し支えありません。 なお、押印する場合であっても、押印が必要なのは原本1部のみであり、残り9部については写しで差し支えありません。
申請書類	5	提出書類の提出は、直接持参することも可能でしょうか。その場合、事前の連絡をした方がよろしいでしょうか。	持参による提出も可能です。 持参を希望される場合は、事前にご連絡ください。
申請書類	6	KPIは公募要領にあるもののうち、該当するもののみ設定すればよいのか、すべて設定する必要があるか。例えば創薬・実用化促進プログラム等支援事業にのみ応募する場合、ハード面のKPIも設定する必要があるか。また、施設利用回数などは事業期間内でKPI設定が難しいが、他の観点からKPIを設定するという理解でよいのか。	公募要領に記載のとおり、i)～viii)のすべての項目においてKPIを設定する必要がありますが、各項目に記載しているKPIの内容はあくまで一例であり、クラスターの状況や事業内容に応じてこれらとは別の定量的なKPIを設定いただくことも可能です。ただし、当該KPIの選定理由及び創薬クラスターの発展への寄与が測定可能となる理由を明示してください。
申請書類	7	KPIについて、昨年の補助金では3～5か年の計画を策定したが、今回は「事業期間に達成すべき」となっている。施設・設備等のハードを利用したKPIは事業期間内の達成が難しいのではないかとおもうのだが、将来的に施設整備された前提でKPIを設定するという理解でよいのか。	事業進捗管理の観点から、原則として事業期間内に達成すべきKPIを設定してください。 一方で、施設整備事業については、施設の整備完了時期によっては、事業期間内に利用実績等が十分に蓄積されない場合も想定されるため、事業期間内のKPIに加え、施設整備後の活用や成果創出を見据えた中長期的なKPIを併せて設定いただいで差し支えありません。なお、公募要領に記載のとおり、当該KPIの選定理由及び創薬クラスターの発展への寄与が測定可能となる理由を必ず明示してください。
申請書類	8	大学は申請不可とのことだが、クラスター参加事業者に大学が含まれていても問題ないか。	創薬クラスターを構成する者として、大学が参画することは可能です。
申請書類	9	アクセラレーションプログラムのようなソフト面での支援を計画している。今回の事業期間は2か年となっているが、年度を跨ぐことや、2年目のみということでも問題ないか。また、複数事業での応募やそれぞれ実施時期に時間差があってもよいのか。	いずれも問題ありません。
申請書類	10	申請書に記載するKPIの設定単位について、申請にあたり申請者の予定している事業ごとにKPI設定が求められていると思いますが、クラスター全体として、創薬エコシステムへの貢献度を表したKPIの設定も求められているのか。	申請は事業者ごとに行うため、第一には、申請主体となる事業者が実施する事業のKPIを設定してください。その上で、クラスター全体としての目標や、同一クラスター内の複数事業者に共通するKPIがある場合には、補足的に記載いただいで差し支えありません。
申請書類	11	事業計画書に求められる事項が網羅されていればPowerPoint形式での提出は可能でしょうか。	申請書は当所のHPにアップしているwordに記載（テキストの転記等）のうえ申請をお願いいたします。
申請書類	12	公募要領「4（2）④事業に必要な経費」の総事業費、対象経費見込み額、助成金申請予定額は「税込み」又は「税抜き」どちらでの計上となりますでしょうか。	革新的医薬品等実用化支援助成金助成要綱第5条において、「助成金の算定にあたり消費税額は含めないこと。」とありますので、消費税を含まない金額での申請をお願いいたします。 https://www.nibn.go.jp/activities/promote/documents/kikin2-GrantOutline.pdf

動画	1	動画はどのように提出すればよいか。	原則として、今後連絡するクラウドサービスを利用した提出をお願いいたします。なお、クラウドサービスの利用が難しい場合には、DVD等による提出についても個別に相談に応じます。
動画	2	動画は事業計画書に沿って説明したものとのことだが、powerpointを投影して説明した動画でもよいか。	事業計画書の内容に沿った説明であれば、PowerPoint等の資料を投影しながら説明した動画を提出いただいて差し支えありません。
動画	3	動画について、例えばクラスター内で2事業者が応募した場合、動画は事業者ごとに作成して2本立てでもよいか。	同一クラスター内で複数の事業者が応募する場合であっても、各事業者の内容が分かるようにした上でクラスター単位で1つのファイルにまとめて提出してください。
動画	4	説明動画の提出期限はいつになりますでしょうか。	7月17日（金）17時までに提出してください。
動画	5	動画はパワポ資料に説明を録音したものでも良いとのことでした。パワポ資料は事業計画書をわかりやすくまとめたものを別途作成してもよろしいでしょうか？事業計画書をそのままパワポに貼り付けますと、文字がとて多くなりわかりづらいかと思ひまして、お尋ねしております。	事業計画書の内容を分かりやすくまとめたものを作成いただいても差し支えありません。
動画	6	・動画を提出する際のクラウドサービスを事前にお教えいただけないでしょうか。 ・いつ頃利用可能になるかもお教えいただけないでしょうか。	・クラウドサーバはBoxです。 ・7月13日～14日頃に当課の※アドレスに連絡をいただいた方からホルダーを設定させていただきます。 ※公募要領4（4）を参照

経費	1	人的費用は原価ベース、チャージレートベース、いずれで計上すればよいのか。	自社・自組織の運営に必要な経費として、人件費（例：本事業又は令和7年度創薬クラスターキャンパス整備事業以前より創薬クラスターキャンパス整備事業以外の目的で雇用されている人員が本事業に従事する場合の人件費）は助成対象外としています。一方で、イベント実施のために新たに運営スタッフを雇用した場合や、創薬・実用化支援プログラムの実施のため一定期間人員を確保する場合など、事業の実施に直接必要な経費として認められるものについては、実際に要する費用（原価）に基づき計上してください。
経費	2	この事業を開始するにあたって新たに採用する経理担当者などの人件費は支援対象に含まれるのか。公募要領では既に採用している人員は対象外というように読み取れたため、質問した。	経理担当者等の人件費については、新たに採用した場合であっても、自社・自組織の運営に必要な経費と考えられる場合は、助成対象には含まれません。
経費	3	創薬・実用化促進プログラム等支援事業について、人件費の対象範囲は基本的に昨年の補助金事業と変わらないと聞いているが、本事業に従事することを業務日誌等で証明できるのであれば、雇用済みの人員でも支援対象とすることが可能か。	経費1同上 本事業又は令和7年度創薬クラスターキャンパス整備事業以前より創薬クラスターキャンパス整備事業以外の目的で雇用されている人員が本事業に従事する場合の人件費については、業務日誌等により従事実績を証明できたとしても助成対象にはなりません。
経費	4	一般管理費についても支援対象として計上してよいか。	一般管理費は助成対象外です。本事業においては、公募要領に定める助成対象経費のみを計上してください。
経費	5	事業計画書の最後にあります「助成対象外経費支出予定額積算内訳」とは何になりますでしょうか？	「助成対象外経費支出予定額積算内訳」には、事業の実施に当たり支出を予定している経費のうち、公募要領に定める助成対象経費に該当しない経費について記載してください。 例えば、事業全体としては必要な支出であるものの、助成金の対象として計上しない経費や、公募要領上の「※対象とならない費用」について記載してください。
経費	6	例えばイベントなどに協賛し、その特典として弊社が運営するオープンラボの宣伝やオープンラボに入居するスタートアップの紹介をするというようなセッションを開催する場合、そのイベントへの協賛金は助成対象になりますでしょうか？	イベントへの協賛金については、本事業における助成対象経費としては想定していません。
経費	7	大学のインキュベーションスペースを使用して、創薬・実用化促進プログラム等支援事業を実施することは可能でしょうか。	差し支えありません。
経費	8	クラスター内の共有スペースをスタートアップ等が利用する場合に、スタートアップ等が支払うべき賃料を事業者が補助することは可能でしょうか。	公募要領（4）①※対象とならない費用に記載のとおり、助成対象とはなりません。

その他	1	厚生労働大臣の認定における認定の基準は、全項目ではなくいずれかを満たせばよいのか。	認定を受けるためには、公募要領に記載された認定基準のすべてを満たす必要があります。
その他	2	留意事項で提出された計画書等の資料は返却せず、各種法令に基づいて医薬健康研と厚生労働省における情報公開の対象になるとあるが、どの資料が対象になるか教えてもらいたい。	原則として、本公募において提出された申請書類一式が情報公開制度の対象となります。ただし、実際の開示に当たっては、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき、個人情報や法人の正当な利益を害するおそれがある情報などの不開示情報を除いた上で開示について判断されます（公募要領6）。
その他	3	来年度も新規募集を予定しているのか。	現時点では未定です。